

# 消費税に関するレポート

鶴岡市職員労働組合顧問

工藤博

## 1 消費税の歴史

### (1) 消費税導入前の日本の税制と状況

- 1940年に導入された物品税は、贅沢品や特定の商品に課税される制度
  - ・贅沢品（宝石、毛皮、ゴルフ用品など）に課税
  - ・税率は商品によって異なる（10%～30%）
  - ・課税対象が限定的で税収が不安定
- 1980年代に税制改革の必要性が求められる
  - ・高齢化社会の進展による社会保障費の増加
  - ・所得税の累進課税による高所得者の税負担の重さ
  - ・国際競争力の維持と向上の必要性
  - ・安定的な税収確保の必要性

### (2) 消費税導入の経緯と経過

- 導入までの経過
  - ・1979年、大平正芳首相「一般消費税」を提案、国民の強い反対により断念
  - ・1986年、中曽根康弘首相「売上税」を提案、国民の反対により廃案
  - ・1988年12月、竹下登内閣「消費税法」が成立（翌年4月1日から施行）
- 1989年4月1日、竹下登内閣が消費税3%の導入
  - ・課税方式は帳簿方式、免税は年間売上高3,000万円以下
  - ・値札の張り替え作業、消費者の買い控え、事業者の事務負担増加、自動販売機の対応遅れ、導入に対する国民の反発も強く、竹下首相の退陣の一因となる
- 1997年4月1日、橋本龍太郎内閣が税率5%へ引き上げ
  - ・高齢化社会への対応、財政健全化の必要性、所得税と住民税の減税財源が理由
  - ・税率3%→5%（国税4%、地方税1%）と地方消費税の新設
  - ・個人消費が大幅に落ち込み、日本経済の長期低迷の一因となる
- 2014年4月1日、安倍晋三内閣が税率8%へ引き上げ
  - ・社会保障制度の持続可能性確保、財政健全化の推進が理由
  - ・生活必需品への配慮として軽減税率制度の検討が本格化
- 2019年10月1日、安倍晋三内閣が税率10%へ引き上げ
  - ・軽減税率制度導入により、生活必需品は8%（食料品、新聞）
  - ・同じ商品でも購入場所や消費方法によって税率が異なる複雑な制度となる
  - ・インボイス制度の導入予告

- 2023年10月1日、岸田文雄内閣がインボイス（適格請求書）制度開始
  - ・社会保障制度の持続可能性確保、財政健全化の推進が理由
  - ・消費税の仕入税額控除の要件厳格化
  - ・課税事業者（税務署に登録）と免税事業者の明確化

## 2 消費税の概要

### （1）消費税と地方消費税

- 消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引にかかる税金で、国税であり消費税の納税義務がある事業者が納付
- 地方消費税は、消費税と同様の税で、都道府県や市町村に納付する税金

導入時期と税率	消費税（国）		地方消費税	
		うち交付税分		うち社会保障財源
1989.4.1 税率 3%	3.00%			
1997.4.1 税率 5%	4.00%	1.18%	1.00%	
2014.4.1 税率 8%	6.30%	1.40%	1.70%	0.70%
2019.10.1 税率 10%	7.80%	1.52%	2.20%	1.20%
// 軽減税率制度 8%	6.24%	1.52%	1.76%	1.20%

### （2）交付税分と地方消費税

- 交付税分（1.52%）は、国が一旦徴収し、地方交付税（一般財源）として、財源不足の自治体を優先的に支援
- 地方消費税（2.20%）は、都道府県が直接徴収し、都道府県（約 1.47%相当）・市町村（約 0.73%相当）で分配
- 社会保障財源は、方自治体が負担する社会保障費（例：国民健康保険の補助、介護保険の公費負担、子育て支援施策）にも使用可能

## 3 消費税の仕組み

### （1）消費税

消費税とは、商品や製品の販売、サービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税金で、最終的に商品や製品を消費またはサービスの提供を受ける消費者が負担し、事業者が納付をするという仕組み。

基準となる期間の課税売上高が 1,000 万円を超える事業者（課税事業者）は消費税の申告・納付を行う必要がありますが、課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、消費税の納税義務が免除（免税事業者）され消費税の申告・納付を行う必要はない。

(2) 消費税と納税の流れ

●一般、課税事業者（10%）を通した取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000		購入価格 4,400
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 200		売上税額 300		売上税額 400		うち消費税相当 400
	仕入税額 0		仕入税額 200		仕入税額 300		
	納付税額 200		納付税額 100		納付税額 100		

●一般、課税事業者（10%）と免税業者を通した取引①

	生産・製造業者	⇒	免税業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,200		課税売上 4,200		購入価格 4,620
	課税仕入 0		課税仕入 2,200		課税仕入 3,200		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 200		売上税額 0		売上税額 420		うち消費税相当 420
	仕入税額 0		仕入税額 0		仕入税額 0		
	納付税額 200		納付税額 0		納付税額 420		

●一般、課税事業者（10%）と免税業者を通した取引②

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	免税業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,300		購入価格 4,300
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,300		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 200		売上税額 300		売上税額 0		うち消費税相当 0
	仕入税額 0		仕入税額 200		仕入税額 0		
	納付税額 200		納付税額 100		納付税額 0		

●食品、課税事業者（8%）を通した取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000		購入価格 4,320
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 160		売上税額 240		売上税額 320		うち消費税相当 320
	仕入税額 0		仕入税額 160		仕入税額 240		
	納付税額 160		納付税額 80		納付税額 80		

●食品、課税事業者（8%）と課税事業者（10%）を通した取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	レストラン	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000		購入価格 4,400
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 160		売上税額 240		売上税額 400		うち消費税相当 400
	仕入税額 0		仕入税額 160		仕入税額 240		
	納付税額 160		納付税額 80		納付税額 160		

●一般、課税事業者（10%）を通した取引で、値引き販売した場合

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 2,000		購入価格 2,200
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 -1,000		
消費税	売上税額 200		売上税額 300		売上税額 200		うち消費税相当 200
	仕入税額 0		仕入税額 200		仕入税額 300		
	納付税額 200		納付税額 100		納付税額 -100		

※ 消費税額と納税の流れは、業者の形態や様々な制度の組み合わせによって、複雑になっているため、上記は制度として参照して下さい。

## 4 比例課税と累進課税

### （1）比例課税

比例課税とは、課税標準の大小に関係なく、一定の税率を適用する課税方式で、消費税、法人税、固定資産税、住民税の均等割、特定の分離課税が該当する。

税制がシンプルであるという利点はあるが、収入に関係なく支払う税金であり、高所得者は収入に対する税の割合が少なくて済むが、低所得者は収入に対する税の割合が高くなってしまふことから、逆進性が問われている。

### （2）累進課税

累進課税とは、課税標準が増加するに従って税率が高くなる課税方式で、所得税、相続税、贈与税などが該当する。

負担能力に応じて税金を負担してもらうことで、所得の再分配を図ることを目的としているが、所得や資産が多い人ほど税率が高くなる仕組みを不公平に感じ、「税率が低い海外に移住しよう」と考える人が他に国に移住してしまうと、自国での税収減や人口減による経済・社会の衰退につながる懸念される。

## 5 インボイス制度（消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式）

### （1）インボイス制度

インボイス制度は、課税事業者が売上税額から仕入税額を差し引いて（仕入税額控除）消費税を納付するため、売手から買手に対して、正確な適用税率や消費税額を書類等で伝える仕組み。

### （2）売手と買手

売手は、インボイスを交付するために、インボイス発行事業者としての登録を税務署にする必要があり、登録により課税事業者として消費税の申告が必要になる。

買手は、仕入税額控除の適用を受けるためには、売手からインボイスを交付してもらい、そのインボイスを保存しておく必要がある。

### （3）簡易インボイス制度

簡易インボイス制度とは、不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業、タクシー業では、記載事項の一部を省略した簡易な書類を交付する仕組み。

### （4）消費税と納税の流れ

#### ●インボイス発行による取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000		購入価格 4,400
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	インボイス発行有	⇒	インボイス発行有	⇒			
	売上税額 200		売上税額 300		売上税額 400		うち消費税相当 400
	仕入税額 0		仕入税額 200		仕入税額 300		
	納付税額 200		納付税額 100		納付税額 100		

#### ●未登録業者（免税業者含む）を通じた取引

	生産・製造業者	⇒	未登録業者	⇒	小売業者	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,200		課税売上 4,200		購入価格 4,620
	課税仕入 0		課税仕入 2,200		課税仕入 3,200		
	インボイス発行無		インボイス発行無				
消費税	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
	売上税額 200		売上税額		売上税額 420		うち消費税相当 420
	仕入税額 0		仕入税額		仕入税額 0		
	納付税額 200		納付税額		納付税額 420		

## (5) インボイス制度の課題

- 課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は「免税事業者」として消費税の納税が免除されてきたが、インボイス制度を利用するために発行事業者になると、同時に「課税事業者」となり消費税を納める義務が生じ、売上規模の小さい個人事業主にとっては大幅なコスト増
- 未登録業者の取引に影響するおそれがあり、取引先の課税事業者は「仕入税額控除が受けられない」というデメリットが発生するため「登録していない事業者として契約を切られる」「新規契約の際、比較検討にて不利になる」「契約の支払い額を減らしたいと交渉される」など
- 事務負担「インボイスに対応した請求書の作成」「請求書のフォーマット変更」「請求書の保存・管理」が増える

## 6 食料品消費税ゼロ

### (1) 食料品消費税ゼロと納税の流れ

#### ●食料品を扱う業者だけの取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	スーパー	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000		購入価格 4,000
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 0		売上税額 0		売上税額 0		
	仕入税額 0		仕入税額 0		仕入税額 0		うち消費税相当
	納付税額 0		納付税額 0		納付税額 0		0

#### ●食料品を扱う業者と商品を扱う業者の取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	レストラン	⇒	消費者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000		購入価格 4,400
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 0		売上税額 0		売上税額 400		
	仕入税額 0		仕入税額 0		仕入税額 0		うち消費税相当
	納付税額 0		納付税額 0		納付税額 400		400

### (2) 食料品消費税ゼロによる課題

食料品消費税ゼロは、物価高に苦しむ家計の支出を抑えることに繋がるが、「非課税」か「免税」かによって、考え方や対象となる取引が異なってくる。

どちらの方式を取るにしても「事業者にとっては経理の混乱」、国にとっては社会保障費の財源不足「将来世代への負担増といった懸念」が課題になってくる。

## 7 消費税の現状

### (1) 国の予算における状況（2023年の消費税収は23兆円）

2025年度一般会計予算の歳入約115兆円のうち消費税収は約24.9兆円を見込んでおり、歳入全体の約22%に相当し、国税収入において消費税はほぼ3分の1と、所得税、法人税と並ぶ「基幹三税」となっている。

歳出における社会保障関係費は約38.3兆円（約33%）で、消費税収の約24.9兆円の全額を投入しても賸りきれず、不足分は赤字国債で穴埋めしており、消費税収だけでは高齢化社会のコスト増に追いついていない現状がある。

### (2) 増税と減税

2030年頃までに税率15%程度、2050年までに20%へ段階的に上げないと、急速な高齢化で増え続ける社会保障費に対応できないのではないかと提言が国際機関（IMF）から出されている。

食料品ゼロで年間約5兆円、消費税率5%なら年間約15兆円もの減収となると試算されており、代わりの財源確保をどうするのか、収減を上回る景気の押し上げ効果が期待できるのかが疑問視されている。

### (3) 輸出免税（2023年の還付金は8兆8千億円）

輸出取引は、内国消費税である消費税が外国で消費される商品やサービスには課税されないという考え方にに基づき、輸出販売される商品は日本国外で消費されることが前提となり、消費税が免除されている。

輸出取引においては、売上に対する消費税は免税ですが、仕入れにかかる消費税は発生し、仕入税額控除を受けることができ、還付を受けることができる。

#### ●一般、課税事業者（10%）を通じた輸出取引

	生産・製造業者	⇒	卸売業者	⇒	小売業者	⇒	外国業者
取引	課税売上 2,000		課税売上 3,000		課税売上 4,000	→	購入価格 4,000
	課税仕入 0		課税仕入 2,000		課税仕入 3,000		
	利益 2,000		利益 1,000		利益 1,000		
消費税	売上税額 200		売上税額 300		売上税額 0		
	仕入税額 0		仕入税額 200		仕入税額 300		
	納付税額 200		納付税額 100		納付税額 -300		還付 300

### (4) 根本的な課題

日本が直面する「人口・社会構造の問題」「税負担の公平性」「ガバナンス・信頼性」「経済運営との両立」が、消費税議論の奥底に横たわる本質であり、消費税率の大小だけを議論するのではなく、これら根本課題にどう対処するかを考える必要がある。

消費税の用途を明示するなど透明性を高めることが必要であり、社会契約の一部である以上、国民全体による議論と選択によって消費税の持続方法を定めるべきである。

【資料】消費税の税収が赤字とされる税務署（2023年度、標準税率 10%）

税務署名(所在県)	赤字額(億円)	推定される赤字の理由
豊田税務署(愛知)	5,779	トヨタ自動車の本社がある
海田税務署(広島)	1,643	マツダの本社がある
神奈川税務署(神奈川)	1,134	日産自動車の本社がある
右京税務署(京都)	767	村田製作所の本社がある
菊池税務署(熊本)	646	台湾半導体企業 TSNC がある
厚木税務署(神奈川)	605	ソニーセミコンダクタソリューションズなどがある
門真税務署(大阪)	435	パナソニックの本社などがある
今治税務署(愛媛)	412	今治造船の本社などがある
刈谷税務署(愛知)	351	デンソーの本社などがある
浪速税務署(大阪)	269	クボタの本社などがある
磐田税務署(静岡)	177	ヤマハ発動機の本社がある
西条税務署(広島)	175	オンドなど輸出企業が多い
阿南税務署(徳島)	157	日亜化学工業がある
大月税務署(山梨)	28	ファナックの本社がある

※ 国税局の発表値により、●●税理士が作成したもの（多い順上位から）

【資料】消費税の還付金が多い税務署（2023年度、標準税率 10%）

税務署名(所在県)	還付金額(億円)	推定される赤字の理由
麹町税務署(東京)	12,706	丸の内に輸出大企業が密集している
芝税務署(東京)	8,765	三菱自動車、コマツなどの本社がある
豊田税務署(愛知)	6,564	トヨタ自動車の本社がある
麻布税務署(東京)	5,110	本田技研工業、富士フィルムの本社がある
日本橋税務署(東京)	3,039	花王の本社など輸出企業の本社がたくさんある
渋谷税務署(東京)	3,035	SUBARU の本社などがある
神奈川税務署(神奈川)	3,033	日産自動車の本社がある
海田税務署(広島)	1,919	マツダの本社がある
神田税務署(東京)	1,760	大鵬薬品など薬品会社の本社がある
門真税務署(大阪)	1,539	パナソニックの本社などがある
名古屋中村(愛知)	1,503	豊田通商などの本社がある
刈谷税務署(愛知)	1,419	デンソーの本社などがある
品川税務署(東京)	1,416	日本航空、日本精工などがある
京橋税務署(東京)	1,396	ブリジストン、味の素などの本社がある
大阪東税務署(大阪)	1,324	武田薬品工業、塩野義などの本社がある

※ 国税局の発表値により、●●税理士が作成したもの（多い順上位から）